令和８年（フ）第１０１号
山口県下関市小月杉迫２丁目８番17号、前住所山口県宇部市野中４丁目９番９－103号　セジュール正木
債務者　網本　栄子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
熊本市南区城南町藤山430番地４
債務者　平山　ルミ
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８４号
熊本市東区健軍３丁目13番20号　パステルハウス201
債務者　寺本美代子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２０号
熊本市中央区帯山６丁目２番69号　ハイツ帯山205号、異動前住所熊本市中央区帯山３丁目18番95号
債務者　渡邊　俊介
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６６号
大分県臼杵市大字藤河内4853番地の４
債務者　安藤　敬士
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２５号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅２－707
債務者　上門サヤカ
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１－818　Ｐｒｕｄｉａｃｏｕｒｔ北谷（Ａ－102）、住民票上の住所沖縄県那覇市首里桃原町１丁目12番地
債務者　パーズィックエリ香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９２３号
東京都府中市浅間町４丁目25番地の１カーサセレノⅡ号棟103
債務者　川原　拓海
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８６号
東京都町田市金井４丁目６番31号アルカンシエル201
債務者　望月　大貴
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２８号
東京都清瀬市竹丘一丁目17番60号
債務者　佐久間文男
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０８８号
大阪府豊中市中桜塚２丁目21番16－405号、前住所大阪府豊中市岡町南１丁目４番２号201号
債務者　大塚　智也
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８７号
大阪府摂津市千里丘東４丁目25番10号
債務者　村上　和美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０６号
大阪府茨木市耳原２丁目17番12号　アルバカーサＡ　202号
債務者　瀧井　紀幸
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９６号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番２－304号
債務者　馬原　朝幸
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４７号
大阪市東淀川区大道南１丁目10番９－408号
債務者　長門　美緒
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４８号
大阪市東淀川区大道南１丁目10番９－408号
債務者　牧瀬　真緒
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６５号
大阪市城東区鴫野東２丁目６番７－308号
債務者　松元　　崇
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部